

第2次千葉市DV防止・被害者支援基本計画進捗状況調査票

※自己評価欄・・・「○」=概ね実施できた 「△」=一部実施できた 「×」=実施できなかった 「-」=平成30年度以降に実施予定

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する平成29年度実績値(数値で表せるものがある場合は記載)	平成29年度自己評価(※)	平成30年度以降の実施計画(平成29年度より内容の変更等あるもののみ掲載)
基本目標Ⅰ 暴力を許さない地域づくりの推進	1. 暴力防止のための教育の推進	(1) 幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進	■保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校において、心身の発達段階に応じ、幼少期から、他者を尊重し、暴力を防止するための人権教育を推進する。	市内保育所(園)、幼稚園、認定こども園で、保育指針・教育要領に基づく教育・保育を行い、人に対する愛情と信頼感、人権を大切に育てる。	幼稚園協会と連携し、幼稚園の教職員を対象にDVの基礎知識と子どもへの影響について研修を実施した。	研修参加者 47名	○	
				小中特別支援学校の管理職や人権教育担当者に対して、生命・人権・人格を重んじた人権教育の研修を実施する。	人権教育担当者研究協議会(6/9)と管理職特別研修会(人権教育)(7/24)を実施し、学校における人権教育を推進することができた。	研修参加者数 168名		
		(2) 若者に向けたデートDV予防教育の推進	■関係機関と連携し、デートDV予防プログラムの活用等、若者(中・高・大学生)を対象とした「デートDV」の予防教育を推進する。	高・大学生等を対象としたデートDV出前講座を実施する。出前講座実施数(累計)H26:3回→H33:24回(H28~33の累計)	千葉女子専門学校、淑徳大学、市立千葉高校、ミス・パリ・ビューティー専門学校千葉校において出前講座を実施	出前講座実施校 4校(5回)(H28:4校)	○	
				中学生向けデートDV予防プログラムが活用されるよう周知し、自校で実施できる中学校を増やす。また、すでに実施している中学校を支援する。	中学生向けデートDV予防プログラムが活用されるよう周知し、自校で実施できる中学校を支援した。おゆみ野南中学校、高洲第二中学校	支援した中学校 2校	○	
				中学生向けデートDV予防プログラムを活用して、中学校で実施する。実施校(累計) H26:2校→H33:20校	中学生向けデートDV予防プログラムを活用して、中学校で実施した。	実施した中学校 2校(H28:3校)	△	
	若年層に向けてデートDV予防啓発リーフレットを配布する。			健康課の事業(思春期教室等)を通じて市立中学校の生徒にデートDV予防啓発リーフレットを配布した。リーフレットには九都県市検討委員会で決定したキャッチフレーズを掲載した。	3,000部	○		
	2. 暴力防止のための広報・啓発の推進	(3) DV・暴力に関する正しい理解の普及促進	■DV相談カードやリーフレット、ホームページ等の広報媒体や市民向け講座等により、何がDV・暴力にあたるか、また、理由に関わらず、DV・暴力は許されるものではないことについて、広報・啓発を行う。	DV相談カードやリーフレット、ホームページ等の広報媒体を活用し、何がDV・暴力にあたるか、また、理由に関わらず、DV・暴力は許されるものではないことについて、広報・啓発を行う。	DVリーフレットを作成し、関係機関などに配布し相談窓口の周知及び暴力は許されるものではないことについて啓発。リーフレットはホームページにも掲載。	22,500部	○	DV相談カードを作成し、相談窓口の周知を行う。
				男女共同参画センターで、DVIに関する市民向け講座を実施する。	男女共同参画センターで、DVIに関する市民向け講座を実施。(サポーター養成講座、びらぶインストラクター養成講座、母子のための心理教育プログラム(びらぶ)体験講座)	実施講座数3講座 受講者数70人	○	
				■妊娠中の女性及びパートナー等へ広報媒体を活用し、DV・暴力に関する正しい理解の普及啓発を行う。	配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談員の連絡先が掲載された冊子「子育てナビ」を妊娠届出時(母子健康手帳発行時)に全員に配布した。	妊娠届出数 7,067件	○	
(4) 暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動の推進		■「女性に対する暴力をなくす運動」やDV防止のための「パープルリボンキャンペーン」を児童虐待防止のための「オレンジリボンキャンペーン」と併せて実施する。	男女共同参画センターでDVIに関する図書、資料などの展示を行う。	男女共同参画センター(情報資料センター)で展示を行ったほか、DVIに関する講座を実施する際に、関連図書の紹介を実施した。また、女性に対する暴力をなくす運動の際に関係資料の展示を実施した。		○		
			女性に対する暴力をなくす運動(内閣府が推進する運動であり、女性に対するあらゆる暴力の根絶と女性の人権の尊重をうたったもの)を実施する。	男女共同参画センター(情報資料センター)での関連資料展示、及び内閣府作成のポスター・リーフレットの掲示・配布 H29.11.15千葉県と共催で「女性に対する暴力をなくす運動」街頭キャンペーンを千葉そごう前広場で実施した。		○		

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する平成29年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	平成29年度自己評価(※)	平成30年度以降の実施計画(平成29年度より内容の変更等あるもののみ掲載)
				オレンジリボン(虐待予防)キャンペーンに合わせ、パープルリボン(DV防止)キャンペーンを実施する。	女性・子どもへの暴力防止に賛同する方にキルトのツリーヘオレンジとパープルのリボンをつけてもらうキャンペーンを実施(中央区ふるさとまつり、千葉市ハーモニープラザで実施)	2か所実施	○	
		(5)関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進	■福祉・医療・教育の関係者や民生委員・児童委員等、様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、支援活動において、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。	様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。(こども家庭支援課:研修の主催、その他の関係課:研修実施協力、受講勧奨)	6区保健福祉センターで、DVIに関する職員研修を実施した。(5~6月)	86名参加	○	
			■乳幼児健診や乳幼児の家庭訪問等、母子を支援する機会が多い保健師、助産師、看護師等にDVIに対する専門的知識を深めるための研修を実施し、日頃の支援において、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。	母子保健業務に関わる保健師や助産師、看護師等を対象にDVIに関する専門的知識習得のための研修会を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。(こども家庭支援課:研修の主催、健康支援課(区健康課):研修実施協力、受講勧奨)	①H29.10.30に、非常勤職員を含めた母子保健従事者向けの研修会「DVの基礎知識と母子保健における被害者支援」を開催した。 ②H29.12.18に、地域保健推進員対象の研修会「DVの基礎知識と被害者支援及び子どもへの影響について」を開催した。	①30名参加 ②83名参加	○	母子健康包括支援センターに係る職員向けに基礎研修を実施し、その中で、DVの相談先(区婦人相談員)について周知する。
基本目標Ⅱ 相談体制等の充実	3. 相談窓口の周知の強化	(6)相談窓口等、被害者支援制度の周知の推進	■DV相談カードやリーフレット、ホームページ等を活用し、相談窓口等、被害者の支援制度を広く市民に周知し、被害者を相談につなげる。	DV相談カードやリーフレット、ホームページ等の広報媒体を活用し、相談窓口を周知する。	DVリーフレットを作成し、関係機関などに配布し相談窓口の周知をおこなった。リーフレットはホームページにも掲載した。	22,500部	○	DV相談カードを作成し、相談窓口の周知を行う。
				自殺対策ホームページにDVに係る相談先を掲載する。	自殺対策ホームページに「千葉県配偶者暴力相談支援センター」のリンクを掲載。		○	第2期千葉県自殺対策計画の事業に位置付けるとともに、計画書に相談先を掲載する。
				母子保健サービスが記載されたハンドブックにDVの相談先を掲載し、母子手帳発行時等に配布する。	子育て支援情報サイト「子育てナビ」への掲載及び冊子版子育てナビへの記載・配布	冊子版子育てナビ 配布:30,000部	○	
				■周知にあたっては、様々な国籍の方や高齢者、障害者、男性等、被害者のニーズに応じて配慮する。	外国語のリーフレットの内容について全体的な見直しを実施。		△	平成30年度にホームページの更新済。
				在宅高齢者については、高齢者虐待以外の可能性(DV)を視野に入れながら、施設入所以外の方法についても柔軟に検討し、被害者支援を行うとともに、相談窓口の周知を行う。	各区高齢障害支援課及び各あんしんケアセンターに高齢者虐待防止パンフレットを配布し相談窓口の周知を行った。 高齢障害支援課の職員と連携し、婦人相談員による相談を行った。	高齢者虐待通報件数 139件 パンフレット配布数 2,500部	○	
				各区保健福祉センターの「障害者虐待防止センター」にて、障害者虐待に関する通報・相談等の対応を行う中でDVの相談先に関する周知を行い、必要時婦人相談員と連携を図り相談を行う。	障害者虐待に関する通報・相談等の対応を行うなかで必要があればDVの相談先に関する周知を行い、必要時婦人相談員と連携を図り相談を行う体制をとった。 高齢障害支援課の職員と連携し、婦人相談員による相談を行った。	障害者虐待 5件 (うちDV 3件)	○	
				男女共同参画センターにおいて、男性電話相談を周知し実施する。	男性臨床心理士による男性電話相談を周知し、実施した。	延相談件数 244件	○	

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する平成29年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	平成29年度自己評価(※)	平成30年度以降の実施計画(平成29年度より内容の変更等あるもののみ掲載)
		【再掲】(5)関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進	【再掲】■福祉・医療・教育の関係者や民生委員・児童委員等、様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、支援活動において、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。 【再掲】■乳幼児健診や乳幼児の家庭訪問等、母子を支援する機会が多い保健師、助産師、看護師等にDVに対する専門的知識を深めるための研修を実施し、日頃の支援において、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。	【再掲】様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。(こども家庭支援課:研修の主催、その他の関係課:研修実施協力、受講勧奨)				
				【再掲】母子保健業務に関わる保健師や助産師、看護師等を対象にDVに関する専門的知識習得のための研修等を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。(こども家庭支援課:研修の主催、健康支援課(区健康課):研修実施協力、受講勧奨)				
	4. 相談体制の充実	(7)専門相談員による相談・支援の充実	■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等の相談窓口において、専門相談員が、被害者の意向を尊重し、自己決定ができるよう、必要な情報の提供等の支援を行う。	配偶者暴力相談支援センター、各区こども家庭課、男女共同参画センターで相談を実施するとともに、情報提供を行う。	配偶者暴力相談支援センター及び各区こども家庭課で相談を実施し、情報提供を行った。 男女共同参画センターで、ハーモニー相談において相談を実施し、情報提供を行った。	平成29年度 相談件数 2,983件	○	
				婦人相談員等が相談に応じる際、相談者の意向や希望を尊重し、相談者が自己決定できるよう必要な助言を行う。	婦人相談員等が相談に応じる際、相談者の意向や希望を尊重し、相談者が自己決定できるよう必要な助言を行った。	平成29年度 相談件数 2,983件	○	
		(8)専門職による相談・助言機能の充実	■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能(巡回相談含む)を充実する。	配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて法律相談、カウンセリング、精神科医師の個別相談を実施する。	配偶者暴力相談支援センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて、個別法律相談、カウンセリングを実施した。 男女共同参画センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて法律相談、精神科医師の個別相談を実施した。	個別法律相談11件 カウンセリング 1件 法律相談26件(うちDV11件) 医師相談12件(うちDV4件)	○	
		(9)専門相談員の資質向上	■各種研修や事例検討、スーパーバイズ、外部研修等により、相談員の職業倫理や専門知識、援助技術を高め、適切な被害者支援を行う。	相談に携わる職員向けの研修を実施するとともに、外部研修の参加を積極的に促し資質の向上とスキルアップを図る。	スーパービジョンや外部研修の参加を促し、研修参加後は定例会で研修報告を実施し相談員間で共有を図った。		○	
				スーパービジョンを実施するほか、弁護士との事例検討会を実施。	スーパービジョンを実施するほか、弁護士との事例検討会を実施した。	スーパービジョン5回 弁護士との事例検討会 6回	○	
				弁護士又は被害者支援団体スタッフ等による個別相談を実施し、支援方針の検討を行う。	弁護士又は被害者支援団体スタッフ等による個別相談を実施し、相談終了後は相談員と支援方針の検討を行った。	個別法律相談11件 カウンセリング1件	○	
		(10)被害者の状況に応じた相談体制の充実	■様々な国籍の方から相談を受ける際、生活習慣や文化の違いに配慮するとともに、通訳を介して相談ができるよう関係機関等と連携を図る。 ■高齢者虐待や障害者虐待の可能性も視野に、高齢者・障害者関係機関等と連携を図る。	様々な国籍の方の相談に対応できるよう、国際交流協会と連携を図り、通訳を介して相談にあたる。また、様々な国籍の方が置かれている立場を十分理解し相談にあたる。	様々な国籍の方が置かれている立場を十分理解し相談にあたる。(三者通訳サービスを利用する事例はなかった。)		○	
				【再掲】在宅高齢者については、高齢者虐待以外の可能性(DV)を視野に入れながら、施設入所以外の方法についても柔軟に検討し、被害者支援を行うとともに、相談窓口の周知を行う。				
				【再掲】各区保健福祉センターの「障害者虐待防止センター」にて、障害者虐待に関する通報・相談等の対応を行う中でDVの相談先に関する周知を行い、必要時婦人相談員と連携を図り相談を行う。				

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する平成29年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	平成29年度自己評価(※)	平成30年度以降の実施計画(平成29年度より内容の変更等あるもののみ掲載)
			■男性の様々な悩みや不安について、男性の専門相談員による電話相談を行う。	【再掲】男女共同参画センターにおいて、男性電話相談を周知し実施する。				
基本目標Ⅲ 被害者の安全確保の徹底	5. 一時保護体制の整備	(11)関係機関との連携による一時保護体制の整備	■関係機関等と連携し、被害者の安全を確保するための一時保護体制を整備する。	各区こども家庭課が、千葉県女性サポートセンター、母子生活支援施設、民間団体等と連携し、被害者の負担を軽減し安全面に配慮しながらDV被害者の一時保護を行う。	千葉県女性サポートセンター、母子生活支援施設、民間団体等と連携し、被害者の負担を軽減し安全面に配慮しながらDV被害者の一時保護を行った。	女性サポートセンター 22件 母子生活支援施設 13件 民間シェルター 3件	○	
		(12)民間シェルターへの支援	■多様なニーズに応じた一時保護体制を整備するため、民間シェルター等への支援を行う。	千葉市民間シェルター運営支援事業(補助金を交付し、運営などについて連携する)を実施する。	千葉市民間シェルター運営支援事業(補助金を交付し、運営などについて連携する)を実施した。	民間シェルター 一時保護 3件	○	
		(13)広域的な対応の整備	■被害者の安全を確保するため、県外への避難を可能とするよう、県外施設との連携を図る。	県外の施設への一時保護をする際には広域的な対応により、安全に一時保護ができるよう配慮する。	県外の施設への一時保護をする際には広域的な対応により、安全に一時保護ができるよう配慮した。		○	
6. 被害者の安全確保	(14)被害者の安全を守るための制度の利用支援の充実		■被害者等に危害が加わるおそれがある場合は、被害者に警察の支援対応について情報提供し、意思を確認したうえで、警察と連携を図り、被害者の安全を確保に努める。	被害者に危害が加わる惧れがある場合に、警察への相談を勧奨するとともに、保護命令時に「安全対策票」を活用し、警察に情報提供を行い、被害者の安全を確保する。	被害者に危害が加わる惧れがある場合に、警察への相談を勧奨するとともに、保護命令時に「安全対策票」を活用し、警察に情報提供を行い、被害者の安全を確保した。	安全対策票 2件	○	
			■保護命令制度や住民票の交付制限等の情報提供と申し立て等の支援を行う。	被害者へ保護命令制度についての情報提供を行い、必要に応じて申し立ての支援を行う。また、保護命令を申し立てた後、裁判所から書面提出を求められた際には、書面を作成する。	保護命令制度や住民票の交付制限等の情報提供と申し立て等の支援を行う。	保護命令書面提出 2件	○	
	(15)情報管理と安全確保の徹底		■相談窓口や各種手続きを行う窓口、保育所(園)や学校等において、被害者の安全を確保するため、個人情報の漏えい防止を徹底する。	区役所職員などを対象とした研修(主催:こども家庭支援課、受講:区窓口担当課)で加害者対応について多くの職員が学び、加害者への情報漏えいが起こらないよう細心の注意を払う。	区役所や保育所などを対象とした研修で加害者対応について職員が学び、加害者への情報漏えいが起こらないよう細心の注意を払った。	研修参加者数 86名	○	
				個人情報保護を確保し、漏えいを防止するための仕組みについて整備する。	CHAINSからインターネット環境を分離するなど、情報セキュリティ対策を強化するとともに、職員の情報セキュリティ意識の向上を図るため、情報セキュリティ研修や標的型攻撃メール対応訓練などを実施した。		○	
				保育所(園)や学校において情報管理を徹底する。	各区こども家庭課が情報管理と安全確保を行い、個人情報の漏えい防止を徹底した。 学校に対して転出入時にDVに係る個人情報が漏えいしないよう指示の徹底をした。転出入関係書類については教育委員会関係課同士のやり取りとし、学校へは知らせないよう配慮した。	DV関連転出入 46件	○	
			■被害者の申請に基づき、住民基本台帳の閲覧制限、住民票の写し等の証明書や税証明の交付制限等を行い、被害者の安全を確保する。	DV担当職員を配置し、安全に留意して窓口で支援措置の申請受付を行う。	DV担当職員を配置し、安全に留意して窓口で支援措置の申請受付を行った。		○	
				DV被害者の安全に留意し、税証明の交付制限を行う。	支援措置申出書の写し又は通知書に基づき、税務オンライン端末により、税証明の交付制限に係る登録を実施。税証明の交付制限に係る登録が完了したものについて、課税管理課はリストを作成(更新)し、オンライン登録及び当該リストをもとに支援措置申出者に係る税証明発行申請があった際の発行可否を確認。		○	
			■被害者を支援する施設・団体・支援者等の特定につながる情報は加害者に知られないよう秘匿とし、被害者と支援者の安全を確保する。	支援を行う施設や団体の所在地の秘匿を守り、また、支援者の情報の扱いにも注意し、被害者の安全管理を徹底する。	被害者を支援する施設・団体・支援者等の特定につながる情報は加害者に知られないよう秘匿とし、被害者と支援者の安全管理を徹底した。		○	

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する平成29年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	平成29年度自己評価(※)	平成30年度以降の実施計画(平成29年度より内容の変更等あるもののみ掲載)	
		(16)危機管理体制の充実	■加害者からの追及があった場合の対応等について、マニュアルを整備するとともに、実践的な研修を実施し、被害者の安全を確保するための危機管理体制を整備する。	加害者からの追及に対応した支援者向けの安全管理マニュアルを作成する。	配偶者暴力相談支援センターマニュアルを作成し、危機管理体制の整備を行い被害者の安全確保に努めた。		○		
				加害者からの追及に対応した支援者向けの研修を実施する。	区役所職員などを対象とした研修内で加害者対応についての講義を行った。	研修参加者数 86名	○		
基本目標IV 被害者の自立と生活再建の支援	7. 被害者の負担軽減に配慮した相談手続き体制の整備	(17)二次的被害の防止体制の整備	■被害者の二次的被害を防ぐため、各部署の窓口職員等を対象とした研修を充実する。	二次被害を防ぐためのDVの知識及び心構え等を身に付ける職員研修を実施する。(主催:こども家庭支援課、受講:区窓口担当課)	二次被害を防ぐためのDVの知識及び心構え等を身に付ける職員研修を実施した。	研修参加者数 86名	○		
		(18)行政機関等で行う諸手続きの支援体制の整備	■様々な相談窓口を訪れる被害者の負担や不安を軽減するため、相談共通シートを窓口で共有し、活用する。	区役所職員向けDV研修を実施し、相談共通シートの周知と活用の推進をする。(主催:こども家庭支援課、受講:区窓口担当課)	区役所職員向けDV研修を実施し、相談共通シートの周知と活用の推進を図った。H28.8相談共通シートの改訂を行い、関係課へ配布した。	研修参加者数 86名	○		
				■諸手続きのワンストップ化に向けて、他市の情報を収集し、実施に向けた検討を行う。	諸手続きのワンストップ化に向けて、他市の情報を収集し、実施に向けた検討を行う。	平成29年1月から、転入・住所変更・出生などの手続きが各区役所のワンストップ窓口で完結できるようになった。保育所入所・生活保護など保健福祉センターの複数の課で手続きが必要なものについては、各担当者間で引き継ぎながら対応し、相談者が各課を移動することなく手続きができるように配慮している。(平成30年度以降に実施)	-	諸手続きのワンストップ化に向けて、他市の情報については平成30年度以降に情報収集について準備を進めていく。	
			■円滑な転所(園)・転校・就学手続きを支援するため、必要な情報提供と支援を行う。	保育所(園)については各区こども家庭課、学校については学事課にて必要な支援及び情報提供を行う。	各区こども家庭課が必要に応じて情報提供を行った。	DVによる転校に対して関係機関に状況を確認し、学校に必要な情報提供や児童生徒及び保護者等への対応について助言を行った。	DV関連転出入相談 46件	○	
			■区役所や保健福祉センターで行う諸手続きが安全かつ円滑に進むよう千葉県DV関係機関対応マニュアルの改訂を行う。	DV関係機関マニュアルの改訂を行う。	千葉県版の改訂は実施しなかったが、千葉県が作成したマニュアルを関係各課へ送付し活用を図った。		△		
		8. 被害者の自立と生活再建の支援の充実	【再掲】(7)専門相談員による相談・支援の充実	【再掲】■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等の相談窓口において、専門相談員が、被害者の意向を尊重し、自己決定ができるよう、必要な情報の提供等の支援を行う。	【再掲】配偶者暴力相談支援センター、各区こども家庭課、男女共同参画センターで相談を実施するとともに、情報提供を行う。				
【再掲】婦人相談員等が相談に応じる際、相談者の意向や希望を尊重し、相談者が自己決定できるように必要な助言を行う。									
【再掲】(8)専門職による相談・助言機能の充実	【再掲】■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能(巡回相談含む)を充実する。		【再掲】配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて法律相談、カウンセリング、精神科医師の個別相談を実施する。						
(19)被害相談証明書の発行等	■配偶者暴力相談支援センターにて、国民健康保険の加入や住民票の交付制限等、各種手続きに必要な被害相談に係る証明を発行する。		被害者の負担を最小限にとどめ、安全に留意しつつ、各種証明を発行する。	被害者の負担を最小限にとどめ、安全に留意しつつ、各種証明を発行した。	相談証明発行 157件 支援措置証明 215件	○			
(20)同行支援の充実	■被害者の生活再建を円滑に進め、諸手続きに関わる負担を軽減するため、支援者による同行支援を行う。		民間団体への委託により同行支援を継続して行う。	同行支援を継続して行った。	1件利用	○			

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する平成29年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	平成29年度自己評価(※)	平成30年度以降の実施計画(平成29年度より内容の変更等あるもののみ掲載)
		(21)経済的な支援	■生活保護、児童手当、児童扶養手当等、各種制度を活用することで、被害者の経済的支援を行う。	各区相談窓口にて、児童扶養手当等の申請や生活保護の相談を案内するなど、経済面の支援を行う。	各区社会援護課窓口にて、生活保護の相談・申請を受け付けるとともに、児童手当などの各種相談窓口と連携を図りながら、生活に困窮する者に対して支援を行った。 各区相談窓口にて、児童扶養手当等の申請や生活保護の相談を案内するなど、経済面の支援を行った。	延相談 4,663件 申請 3,497件 開始 3,147件 児童扶養手当受給者 5,866人	○	
		(22)就労の支援	■各区保健福祉センターの就業相談員が相談に応じ、ハローワーク等と連携し、各種就労制度を活用することで、被害者の支援を行う。	各区相談窓口にて、ひとり親家庭を対象とした職業訓練の案内をし、就労の相談に応じる。	各区相談窓口にて、ひとり親家庭を対象とした職業訓練の案内をし、就労の相談に応じた。		○	
		(23)住居の確保に向けた支援	■市営住宅の優遇措置入居制度や民間賃貸住宅入居支援制度等を活用し、被害者の住宅確保のための支援を行う。	DV被害者に対して、市営住宅入居の優遇措置を実施する。 DV被害者に対し民間賃貸住宅入居支援制度を実施し、民間賃貸住宅へ入居しやすいよう支援する。また、「市すまいアップコーナー」で民間賃貸住宅の情報を提供する。	DV被害者世帯には、入居に関する公開抽選における抽選番号を1ポイント付与する。 賃貸住宅に入居する際に、家主から入居を敬遠されがちな方に対して、不動産関係団体の協力のもと、民間賃貸住宅を紹介。	優遇措置実施数 23件 相談 180件 成約 7件	○	協力不動産店及び物件数の拡大
		(24)各種支援制度の情報提供・活用の支援	■現住地に住民票が無くとも、子どもの予防接種や健康診査受診を可能とするなど、被害者の生活再建に必要な各種サービスについて、被害者のニーズに応じた情報を適切に提供し、制度の円滑な活用を支援する。	居住地の保健福祉センターにおいて、乳幼児健康診査や予防接種をはじめ、子どもの年齢に応じた母子保健サービスや保護者の健診等健康づくりに関する情報を提供し、利用できる関係機関との連携を図る。 保育、国民健康保険、年金等、居住地に住民票が無くとも利用できる各種支援等の情報を提供し、制度活用の支援を行う。	居住地の保健福祉センターにおいて、乳幼児健康診査や予防接種をはじめ、子どもの年齢に応じた母子保健サービスや保護者の健診等健康づくりに関する情報を提供し、利用できる関係機関との連携を図った。 DV避難者等、やむを得ず住民登録ができない乳幼児においても、本市において定期予防接種を実施した。(「予防接種実施依頼書」の提出があったDV被害者の子どもについては、全て定期予防接種の実施を可能とした。)	50件	○	
		(25)自立支援講座の実施	■男女共同参画センター等において、被害者の自立支援やエンパワメントに資する講座を実施する。 注)エンパワメント:個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、力を持った存在になること	女性のための自立支援講座及びエンパワメントの講座を実施する。	女性のためのエンパワメント講座を実施した。	実施講座数1講座 受講者数 25人	○	
		(26)母子生活支援施設への措置等	■安全を確保し、自立を支援するため、母子生活支援施設に措置するとともに、県と連携し、婦人保護施設の入所を支援する。 ■母子が安全な環境で自立を図るため、必要に応じ、県外の母子生活支援施設での措置等、広域的な対応を図る。	母子生活支援施設に措置するとともに、県と連携し、婦人保護施設の入所を支援する。 被害者の安全に配慮し、他自治体への移送・受け入れに向けて、広域的な連携を行う。	母子生活支援施設に措置するとともに、県と連携し、婦人保護施設の入所を支援した。 被害者の安全に配慮し、他自治体への移送・受け入れに向けて、広域的な連携を行った。	母子生活支援施設延世帯数 284世帯 女性サポートセンター 22件	○	
		(27)ステップハウスの利用支援	■民間団体と連携し、ステップハウスに係る情報を提供し、円滑な利用を支援する。	避難後の被害者へステップハウスの情報提供を行い、新たな生活基盤を築くための準備を支援する。	避難後の被害者へステップハウスの情報提供を行い、新たな生活基盤を築くための準備を支援した。		○	
	9. 被害者等へのケアの充実	【再掲】(8)専門職による相談・助言機能の充実	【再掲】■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能(巡回相談含む)を充実する。	【再掲】配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて法律個別相談、心理個別相談、精神科医師個別相談を実施する。				

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する平成29年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	平成29年度自己評価(※)	平成30年度以降の実施計画(平成29年度より内容の変更等あるもののみ掲載)		
		(28)被害者の心身の回復支援の充実	■こころの健康センターや各区保健福祉センターの精神保健福祉相談の中で、必要な支援及び情報を提供する。	こころの健康センターや各区健康課の精神保健福祉相談の中で必要な支援及び情報を提供する。	こころの健康センターや各区健康課の精神保健福祉相談の中で必要な支援及び情報を提供した。	相談件数 1,763件 うちDV 20件	○			
			■男女共同参画センターの精神科医による相談を活用し、被害者の心身の回復を図るとともに、必要な支援や情報を提供する。	男女共同参画センターの精神科医による相談を活用し、被害者の心身の回復を図るとともに、必要な支援及び情報を提供する。	男女共同参画センターの精神科医による相談を活用し、被害者の心身の回復を図るとともに、必要な支援及び情報を提供した。	相談件数 12件 うちDV4件	○			
			■男女共同参画センターにおいて、自助グループ等(グループ相談)によるサポートを実施する。	男女共同参画センターにおいて女性カウンセラーが同席のうえ、グループでの相談を実施する。	男女共同参画センターにおいて女性カウンセラーが同席のうえ、グループでの相談を実施した。	グループ相談実施回数 24回 延参加者数 25人	○			
				自助グループの活動を支援し、必要な被害者へ自助グループの情報を提供する。	グループ相談を実施し、同じような問題を持った方たちへの情報提供等のサポートを行った。		○			
			■被害者とその子ども達の自尊感情を回復し、暴力によらない対等な関係を築く事を学ぶ心理教育プログラムを実施する。	DV被害者とその子ども達の心理教育プログラムを実施する。	DV被害者とその子ども達の心理教育プログラムを実施した。	低学年対象 7組参加	○			
		(29)DVのある環境で育った子どもへのケアの充実	■児童相談所と連携し、必要に応じて子どもの心理的なケアを実施する。	児童相談所の心理判定員と連携し、必要に応じて、子どもの心理的ケアを実施する。	児童心理司により、DV環境下にあったことによる心理面へのダメージに対し必要なケアを実施した。		○			
			【再掲】■被害者とその子ども達の自尊感情を回復し、暴力によらない対等な関係を築く事を学ぶ心理教育プログラムを実施する。	【再掲】DV被害者とその子ども達の心理教育プログラムを実施する。						
		基本目標V 施策推進体制の整備	10. 関係機関等との連携の強化	(30)要保護児童対策及びDV防止地域協議会の運営	■警察、女性サポートセンター、弁護士、医療機関、民間支援団体など、DVに関わる機関との情報交換・連携を図るとともに、被害者等の早期発見や適切な保護を図るため、個別家庭の情報共有や支援内容を協議する。	要保護児童対策及びDV防止地域協議会を開催し、児童虐待やDVケースについて情報共有を図り、支援内容の協議を行う。	要保護児童対策及びDV防止地域協議会を開催し、児童虐待やDVケースについて情報共有を図り、支援内容の協議を行った。	代表者会議 1回 実務者会議 18回 個別ケース検討会議 247回	○	
				(31)関係機関等との情報交換・連携強化	■警察、弁護士会との連絡会議や事例検討会等を主催し、情報を交換するとともに、連携体制を強化する。	法テラスと関わりのある弁護士を含む千葉県弁護士会の弁護士と連携を図る。	法テラスと関わりのある弁護士を含む千葉県弁護士会の弁護士と連携を図った。	法律アドバイザー 12名選任	○	
						児童虐待対応連絡会議を活用し、県警と連携を図る。	人身安全関連事案連絡会議に参加し、県警との連携強化を図った。		○	連携強化のため、各区要対協実務者会議に警察署が参加することになった。
	■千葉県、地方裁判所主催会議等を通じ、情報を交換するとともに、連携体制を強化する。			千葉地方裁判所主催の保護命令に係る関係者会議への参加及び千葉県主催会議及び研修に参加し、被害者支援について意見交換を行い、連携を図る。	千葉地方裁判所主催の保護命令に係る関係者会議(H30.3.16)への参加及び千葉県主催会議及び研修に参加し、被害者支援について意見交換を行い、連携を図った。		○			
	■医療機関に対して、被害者への相談窓口の情報提供の方法等について周知し、連携を強化する。			DV相談カードと相談共通シート及び相談共通シート活用マニュアルを両市立病院に配布し、DV関係課の支援について周知を図る。	DV相談カードの継続配置及び新たにリーフレットを作成し両市立病院に配布。相談窓口の周知を行った。相談共通シート及び区役所及び保健福祉センター関係課での支援内容等が掲載されている相談共通シート活用マニュアルを青葉病院に配布し、周知を図った。(海浜病院には平成28年度に配布済)		○	DV相談カードを新たに作成予定。		

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する平成29年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	平成29年度自己評価(※)	平成30年度以降の実施計画(平成29年度より内容の変更等あるもののみ掲載)
				DV相談カードを市内の精神科病院や整形外科へ配架し、窓口の周知依頼を行うとともに、被害者を発見した際には連携し、配偶者暴力相談支援センターや警察へ通報することを周知する。	新たにリーフレットを作成し、市内の精神科病院や小児科等に配架し相談窓口等の周知を図った。	22,500部	○	DV相談カードを新たに作成予定。
		(32)民間団体との連携強化	■先進的な被害者支援を行っている民間団体と情報共有を図り、ノウハウを学ぶとともに、連携して事業を実施する。	千葉県主催DV被害者支援民間団体との連携会議へ出席する。	H29.10.14DV被害者支援連携会議へ出席し、民間団体との情報交換を行い、連携を図った。		○	
				千葉市民間シェルター運営支援事業(補助金を交付し、運営などについて連携する)を実施し、入所中の被害者の支援を共に行う。	千葉市民間シェルター運営支援事業(補助金を交付し、運営などについて連携する)を実施し、入所中の被害者の支援を共に行った。	民間シェルター入所者数 3世帯	○	
	11. 人材の育成	(33)被害者を支援する人材育成の推進	■「DV被害者支援養成講座」の実施、講座修了者へのフォローアップを行い、被害者を支援する人材を育成する。	「DV被害者支援養成講座」を実施し、講座修了者へのフォローアップを行う。	「DV被害者支援者養成講座」を実施した。(サポーター養成講座、びらぶインストラクター養成講座)また、インストラクター資格取得者で結成されたグループにより、市民企画講座(母子のため心理教育プログラム(びらぶ)体験講座)を実施した。	実施講座 2講座 受講者数 51人	○	
		【再掲】(9)専門相談員の資質向上	【再掲】■各種研修や事例検討、スーパーバイズ、外部研修等により、相談員の倫理や専門知識、援助技術を高め、適切な被害者支援を行う。	【再掲】相談に携わる職員向けの研修を実施するとともに、外部研修の参加を積極的に促し資質の向上とスキルアップを図る。				
				【再掲】スーパービジョンを実施するほか、弁護士との事例検討会を実施。				
				【再掲】弁護士又は被害者支援団体スタッフ等による個別相談を実施し、支援方針の検討を行う。				
	12. 施策推進のための調査研究	(34)被害者支援及び加害者対策のあり方についての調査研究	■民間団体等における加害者更生プログラムの調査研究や他自治体の取組について調査し、今後の加害者対策の参考とする。	民間団体等における加害者更生プログラムの調査研究や他自治体の取組について調査する。	内閣府や県主催の研修に参加した際に、加害者更生プログラムの調査研究や他の自治体の取組事例について情報収集を行った。		○	
			■被害者支援に係る国や他自治体、民間団体等の取組について、推進状況を調査し、今後の被害者支援施策の参考とする。	被害者支援に係る国や他自治体、民間団体等の取組について、推進状況を調査する。	H29.10.12～H29.10.13内閣府主催研修や県主催の研修に参加し、国や他自治体・民間団体等の取組事例について学び情報交換を行った。		○	
			■相談及び自立と生活再建・被害者等のケアに関する事例を分析する等、被害の実態や支援ニーズ等の状況把握に努め、今後の被害者支援施策の参考とする。	スーパービジョンやDV事例検討会等の機会を通して、相談事例の分析及び状況把握に努める。	スーパービジョンやDV事例検討会等の機会を通して、相談事例の分析及び状況把握に努めた。		○	